平成３０年度「環境衛生週間」実施要綱

１　趣　　旨

国民が快適な生活環境を享受する上で、廃棄物の迅速かつ適切な処理や住環境の清潔保持など、生活環境の保全と公衆衛生の向上を確保することは基本的要件であり、その充実に一層努めていく必要がある。さらに、環境の保全を前提とした3Rの展開を始め、地球環境問題を視野に入れながら、行政、住民、事業者が一体となって循環型社会を構築することが強く求められている。循環型社会形成に向けて、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び各種リサイクル法等の制定を始め、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年閣議決定)等に留意しつつ、地域における取組を推進することが重要である。

例年、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の施行の日である9月24日「清掃の日」から、「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」の施行の日である10月1日「浄化槽の日」までの期間を「環境衛生週間」としているが、今年も平成29年9月24日から10月1日までを同週間とするものである。この期間中に、国、都道府県及び市町村が中心となって、関係団体等の協力の下、「もったいない」精神の啓発、風呂敷の見直し、マイバッグ運動など、広く国民や事業者に対してごみ減量やリサイクルに関する具体的な方策等についての啓発を図るとともに、資源の循環的利用及び廃棄物の適正処理を推進することとし、また、ごみの散乱防止、公衆便所及び公衆ごみ容器の清潔の保持、浄化槽の適正な管理の推進並びに合併処理浄化槽の普及促進に関する各種啓発運動を総合的に推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するものである。

２　期　　間

平成３０年９月２４日から１０月１日までとする。

なお、平成３０年９月２４日を「清掃の日」とし、１０月１日を「浄化槽の日」とする。

３　実施機関

（１）主　　唱

環境省、都道府県及び市町村

（２）協　　賛（予定）

別紙のとおり

４　運動の目標

（１）ごみの排出抑制、リユース、リサイクル等の推進（各種リサイクル法の周知を含む。）

（２）清掃の徹底・清潔の保持とごみの散乱防止に対する住民意識の啓発

（３）住民の理解と協力による市町村の廃棄物処理事業の推進

（４）産業廃棄物の減量化と不法投棄等の防止等適正処理の推進

（５）浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進

５　統一標語

ごみ減量 みんなで進める リサイクル　－ゴミゼロ型社会をめざして－

6　実施方法

（1）環　境　省

ア　本運動の全国的な推進を図る。

イ　本運動の目的達成のための広報活動等を行う。

（2）都道府県

本運動の推進を図るため、実情に応じた実施計画を作成し、おおむね次に掲げるような事項を実施するものとする。

ア　報道機関等の協力を得て、本運動の目的達成のための広報活動を行う。

イ　市町村の行う本運動の指導及び援助を行う。

ウ　ごみの排出抑制、リユース、リサイクルの促進等を住民に対して呼びかける。

エ　産業廃棄物の減量化及び適正処理を排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して呼びかけ、特に、電子マニフェストの活用の徹底を周知する。

オ　浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進を住民に対して呼びかける。

カ　本運動に必要な資料の作成及び配布を行う。

（3）市 町 村

本運動の推進を図るため、実情に応じた実施計画を作成し、おおむね次に掲げるような事項を実施するものとする。

ア　報道機関等の協力を得て、本運動の目的達成のための広報活動を行う。

イ　「もったいない精神」の普及啓発、マイバッグやふろしきの利用、簡易包装の推進等、ごみの排出抑制に向けた住民意識の高揚を図る。

ウ　適正な分別排出の推進等、市町村が行う分別収集への住民協力を呼びかけるとともに、不用品交換会や資源ごみの集団回収等の励行を呼びかける。

エ　ごみの排出抑制、リサイクルの促進等について、事業者に対して協力を呼びかける。

オ　資源の回収、利用を促進するため、資源回収業者に対して協力を呼びかける。

カ　ごみの散乱防止及び不法投棄等対策のための啓発運動を行う。

キ　「清掃の日」に家庭を中心に清掃を行うことを呼びかけるとともに、必要に応じて、ねずみ、蚊等の駆除を実施する。

ク　公衆便所及び公衆ごみ容器の清潔の保持を呼びかける。

ケ　「浄化槽の日」に家庭を中心に浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進を住民に対して呼びかける。

コ　住民集会の場を活用する等により、廃棄物処理事業に対する理解と協力を呼びかける。

サ　廃棄物に対する住民の理解をより一層深めるため、廃棄物処理施設等の一般公開、講演会、映画会等を開催する。

シ　本運動に必要な資料の作成及び配布を行う。

（4）協賛団体

本運動の趣旨に沿った各種取組、運動を展開するものとする。

7　経　　費

この運動に要する経費は、各実施団体の負担とする。

（別紙）

	名称
1	3R活動推進フォーラム　会長
2	一般財団法人　日本公衆衛生協会　理事長
3	一般財団法人　日本環境衛生センター　理事長
4	一般社団法人　日本環境保健活動団体連合会　理事長
5	一般社団法人　産業環境管理協会　会長
6	一般社団法人　浄化槽システム協会　会長
7	一般社団法人　全国浄化槽団体連合会　会長
8	一般社団法人　日本環境衛生施設工業会　会長
9	一般社団法人　日本環境保全協会　会長
10	一般社団法人　日本経済団体連合会　事務総長
11	一般社団法人　日本公園緑地協会　会長
12	一般社団法人　日本新聞協会　専務理事
13	一般社団法人　日本民営鉄道協会　会長
14	一般社団法人　廃棄物資源循環学会　会長
15	公益財団法人　ボーイスカウト日本連盟　事務局長
16	公益財団法人　産業廃棄物処理事業振興財団　理事長
17	公益財団法人　日本環境整備教育センター　理事長
18	公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター　理事長
19	公益財団法人　廃棄物・3R研究財団　理事長
20	公益社団法人　ガールスカウト日本連盟　会長
21	公益社団法人　国土緑化推進機構　理事長
22	公益社団法人　全国産業資源循環連合会　会長
23	公益社団法人　全国都市清掃会議　会長
24	公益社団法人　日本ペストコントロール協会　会長
25	公益社団法人　日本下水道協会　会長
26	公益社団法人　日本観光振興協会　会長
27	公益社団法人　日本食品衛生協会　理事長
28	公益社団法人　日本青年会議所　会頭
29	社会福祉法人　全国社会福祉協議会　会長
30	独立行政法人　環境再生保全機構　理事長
31	ねずみ駆除協議会　会長
32	全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会　会長
33	全国環境整備事業協同組合連合会　会長
34	全国商工会連合会　会長
35	全国浄化槽推進市町村協議会　会長
36	全国中小企業団体中央会　会長
37	中央労働災害防止協会　理事長
38	日本ガラスびん協会　会長
39	日本商工会議所　会頭
40	日本小売業協会　会長
41	日本赤十字社　社長